



被災後の生活再建に向けて **POINT**

地震や風水害などで住宅が被害を受けた場合は、さまざまな公的支援が受けられます。被災後の生活再建に役立てましょう。

罹災証明書とは？

公的支援を受ける際には、市が被害状況を調査した上で発行する「罹災証明書」が必要になります。個々に加入している火災保険や共済などの保険金を請求する際にも必要なので、必ず申請しましょう。

被害認定調査は、外観の目視のほか、浸水の深さ、土砂の堆積、家の傾き、家屋の部位ごとの損壊割合など一定の基準のもとに行われます。



被害認定の区分

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	10%未満

罹災証明書の発行までの流れ

1 市に申請

大規模災害の場合は全戸調査が行われる場合もあります。

2 被害認定調査

市の調査員が被害状況を調査します。

3 調査結果

調査結果に不服や疑問がある場合は再調査を依頼できます。

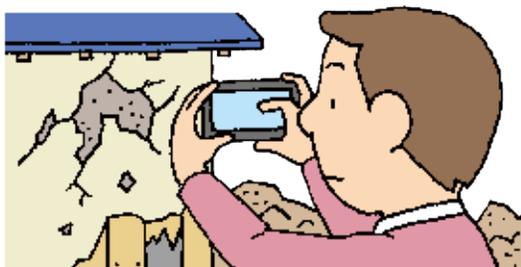
4 罹災証明書発行

発行までに時間がかかる場合があります。

5 各種支援の活用

被害認定の程度などに応じて各種支援が受けられます。

被災状況を写真で残しましょう



広域に及ぶ大規模災害の場合、市の罹災証明書の発行までには時間がかかります。被害認定調査を受ける前に自力で片付けや修復作業を始めるときは、被災した状況を写真撮影するなど記録に残しておきましょう。正確な被害認定を受けられるように、なるべく多くさまざまな角度から、外観だけでなく室内も撮影しておきましょう。

